

東庄町立東庄中学校

令和6年度 いじめ防止基本方針

～ 生徒一人一人が互いを尊重し合い、
生き生きとした学校生活を送れるように ～



【目次】

- 1 いじめに対する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの形態（具体的な内容）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 学校いじめ対策組織の設置と校内体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 いじめ防止等のための方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 7 いじめ等実態調査アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が一定の人的関係にある他の生徒（当該生徒が在籍する中学校に在籍している等）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されない。

学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者、社会福祉施設職員等への正確で丁寧な説明を行う。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話等によって、ネット上の掲示板などに誹謗・中傷を書き込まれたり、メールやSNSで嫌なことをされたりする。

3 学校いじめ対策組織の設置と校内体制

生徒指導委員会が連携して「いじめ防止対策委員会」を設置し、以下の取組を実施する。（毎週の「主任会議」で兼ねる。）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づき、生徒指導全体計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- (3) 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
- (4) 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- (5) いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- (6) いじめの疑いに関する情報があった時の緊急対処方針の決定と保護者との連携を図る。
- (7) 日常的な業務については、生徒指導委員会のメンバーを基本とする。また、緊急対処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラーをメンバーとする等、柔軟に定める。

4 いじめ防止等の方針

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にすることを育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 生徒のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に即した確かな生徒理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、生徒のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

5 具体的な取組

(1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての生徒を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

ア いじめ実態報告書の作成

- ・毎月1回「いじめアンケート」を実施し、早期発見・早期指導
- ・いじめ月別一覧表を作成し、いじめが継続しているか否かの把握

イ 悩みごと相談員の活用

- ・悩みごと相談員（養護教諭と各学年1名の女性職員）の周知
堀越、1年 高木、2年 栗芝、3年 山崎
- ・保健室前に「悩みごとBOX」を設置

ウ 道徳教育及び人権教育等の充実

- ・全教育活動を通して、道徳教育の推進
- ・生徒会活動等、生徒の自発的な活動の展開
- ・校外学習や宿泊体験、キャリア教育等の推進
- ・人権教育の推進

エ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- ・情報モラル教育による未然防止の推進
- ・生徒会が策定した「東庄中生徒会ネット使用宣言」の啓発と実践
- ・講師（警察・携帯電話会社等）による情報モラルの講演

オ 教職員研修の推進

- ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
- ・毎月のアンケートの活用による、生徒理解の深化
- ・いじめ防止等に関する事例研修の実施
- ・生徒指導の機能を生かした、わかる授業の展開
- ・教職員による各種ハラスメントや体罰の根絶に向けた研修の実施
- ・講師（警察・携帯電話会社等）による情報モラルの講演

カ 保護者や地域住民等への啓発活動

- ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
- ・国及び県のリーフレット等の配付
- ・「いじめゼロ宣言」の生徒会での採択と周知
- ・道徳の授業公開（今年度は県の「特色ある道徳教育推進校」）
- ・講師（警察・携帯電話会社等）による情報モラル教室の開催

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のように早期発見に努める。

ア 早期発見のための措置

- ・保健室前に悩みごとBOXを設置
- ・「生活記録ノート」等の活用
- ・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携
- ・定期的な「いじめアンケート」の実施（毎月1回）
- ・定期的な「教育相談」の実施（年3回：6月・11月・2月）

イ 相談体制の整備

- ・生徒と教職員の豊かな人間関係の構築
- ・保健室やスクールカウンセラー相談等の相談機能の充実
- ・生徒の相談記録等、教職員による情報の共通理解
- ・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報提供

(3) いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」を活用し、組織的に対応する。以下概要。

ア いじめの認知

- ・いじめの疑いについての初期情報の把握

イ 初期対応

- ・いじめ防止対策委員会で初期対応の方針の決定
- ・いじめられている生徒及びその保護者への方針説明
- ・事実関係を明確にする調査
- ・いじめられている生徒のケア・保護
- ・いじめた生徒の聞き取り・指導

ウ 2次対応

- ・情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- ・保護者への報告と支援・助言

エ 長期対応

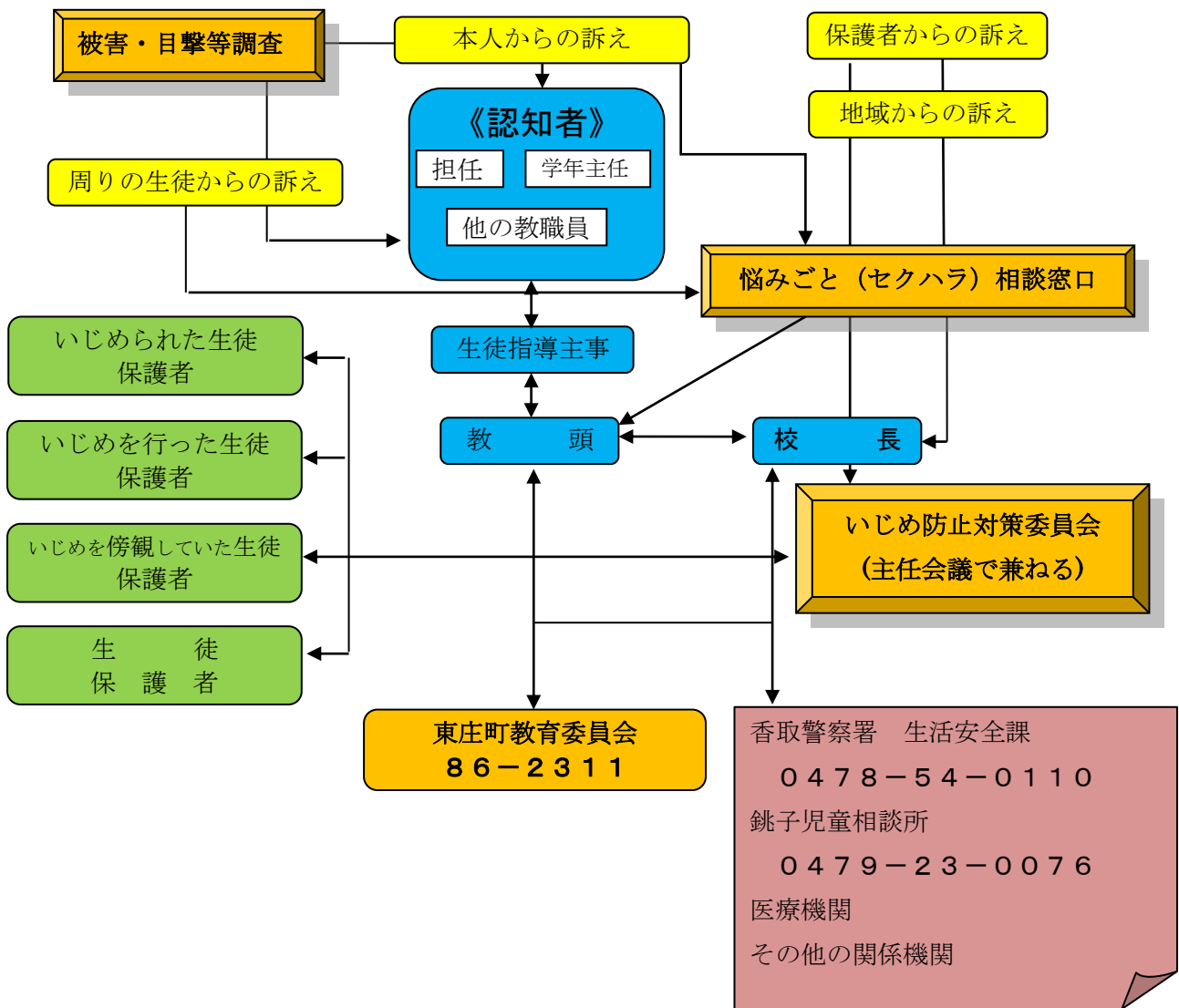
- ・関係生徒の心のケア
- ・再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

オ 重大事態発生時の関係機関との連携

(参考) 重大事態とは、(いじめ防止対策推進法・第28条より)

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

報告・連絡体制 (いじめ発生時の対応マニュアル)



6 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、ホームページで公開します。
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、学校評価等を活用し見直します。
- (3) いじめに関する情報提供は、東庄中学校 (86-3131) までお願いします。

いじめ等実態調査アンケート

私たちは「いじめ」を絶対に許しません。いじめられている生徒を徹底的に
守り通します。 **※このアンケートに関する秘密は絶対に守ります。**

いじめは、人間として絶対に許されないことです。学校はいじめを絶対に許しません。
次の質問にあてはまるものを選んで、○をつけてください。真剣に答えてください。

☆対象期間は○月○日から本日までです。

なお、すぐに助けが必要だと思われるものには◎をつけてください。

年 組 番 (男・女) 氏名

Q1 私はいじめられている、いじめられたことがある。 ア はい イ いいえ

※ア (はい) と答えた生徒のみ該当する番号に○をつけてください。

<いじめの例>

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| ① 冷やかされる・からかわれる | ② 仲間はずれにされる・無視される |
| ③ 叩かれる・蹴られる | ④ 無理におごらされた |
| ⑤ 持ち物を隠される・壊される | ⑥ 強い口調で言われ心が傷ついた |
| ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる | |
| ⑧ パソコンやスマホを使って、悪口や嫌なことをネット上に書き込みされた | |
| ⑨ 個人情報勝手に流された | ⑩ お金や品物などを要求された |
| ⑪ その他 () | |

Q2 それは誰からされていますか、されましたか。

※Q1でア (はい) と答えた生徒のみ該当する番号に○をつけてください。

- | | |
|-----------------|------------|
| ① 学級の友だち | ② 他の学級の友だち |
| ③ 他学年の生徒 (学年) | ④ 家族 () |
| ⑤ 先生 (先生) | ⑥ その他 () |

Q3 いじめられている人を見たり、聞いたりしたことがある。

(ネット上への書き込み等も含む)

ア はい イ いいえ

※ア (はい) と答えた生徒のみ答えてください。

- | | |
|---------------|--|
| ① いつ () | |
| ② どこで () | |
| ③ 誰が () | |
| ④ 誰に () | |
| ⑤ どのような行為 () | |

Q4 その他、心配ごとや悩みごとで相談にのってほしいことがあれば書いてください。

相談にのってほしい先生 (先生)